

5

月の 市民相談

●相談は全て無料。先着順。相談日が祝日の場合は、原則お休みです。
●市役所の市民課・収納課・子ども課・福祉課には、ポルトガル語を話せる職員（臨時職員）がいます。
No dep.de registro civil,coletoria municipal,dep.infantil,dep.de assistencia social,trabalham funcionários que compreendem o idioma português.

時日時・期間 場場所 内主な相談内容 問問合先 予予約方法

年金相談 時時 ▶市役所多目的室ABCDE…10日(火)・24日(火)・31日(火)▶吉良支所第1会議室…17日(火)時午前10時～午後0時30分、午後1時30分～4時※午前8時30分受付開始 内厚生・国民年金の相談※受け付け状況により、相談時間終了前でも受け付けを終了する場合あり 問保険年金課国民年金担当 (☎65・2104)

行政評価苦情申立 時2日(月)・16日(月)午後1時30分～3時 場市役所11相談室 内市の苦情対応に納得できない場合の相談※予約制 予問行政評価委員会事務局 (☎65・2155/企画政策課内)

消費生活相談 時月～金曜日午前9時～午後4時 場消費生活センター(市役所会議棟1階) 内悪質商法や消費者トラブル、多重債務問題※予約の方を優先。電話相談もできますが、多重債務相談は面談のみ 予問同センター (☎65・2161)

労働相談 時17日(火)午後1時～4時 場市役所11相談室 内労働条件や解雇、賃金などの労働問題※予約制 予前日の正午までに電話 問商工観光課商工担当 (☎65・2168)

創業支援相談 時毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時 場市役所商工観光課 内新規創業に関する相談 問商工観光課商工担当 (☎65・2168)

市税夜間納税相談 時12日(休)午後6時～8時 場市役所収納課 内市税の納税に関する夜間の相談。納税も可 問収納課徴収担当 (☎65・2129)

市税納税相談 時22日(日)午前8時30分～正午 場市役所行政情報コーナー 内市税の納税に関する相談。納税も可 問収納課徴収担当 (☎65・2129)

市民特別法律相談 場時 ▶寺津ふれあいセンター…7日(土)▶市役所11相談室…10日(火)・24日(火)▶一色支所第1会議室…12日(休)▶幡豆支所第2会議室…19日(休)▶吉良支所第2会議室…26日(休)時午後1時30分～4時 内法律的専門知識を有する相談※予約制(1人30分以内)各日5人 予4月18日(月)から直接または電話 問市民課旅券担当 (☎65・2198)

司法書士法律相談 時13日(金)午後1時30分～4時 場市役所11相談室 内紛争の目的の価格が140万円以下の民事相談※予約制(1人30分以内)で5人まで 予4月18日(月)から直接または電話 問市民課旅券担当 (☎65・2198)

登記相談 時11日(火)午後1時～4時 場市役所11相談室 内土地などの売買や相続など 問市民課旅券担当 (☎65・2198)

行政相談 場時 ▶市役所11相談室…13日(金)▶幡豆支所第2会議室…20日(金)時午前10時～正午 内国の仕事やその手続き、サービス全般に対する苦情や要望 問市民課旅券担当 (☎65・2198)

人権相談 場時 ▶吉良支所第1会議室…6日(金)▶一色支所第1会議室…13日(金)▶幡豆いきいきセンター…20日(金)▶総合福祉センター…21日(土)時午後1時30分～4時※受け付けは午後3時30分まで 内いじめ、虐待、セクハラなどの相談※一色支所・総合福祉センターは弁護士が同席 問市民課旅券担当 (☎65・2198)

児童・生徒心配ごと相談 時毎週月～金曜日午前9時～午後4時 場①中央ふれあいセンター②一色健康センター 内小・中学生のいじめや不登校などの相談※面接相談可 問児童・生徒支援センター (①☎57・0555/②☎73・4572)

育児・虐待相談 時毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時 場市役所家庭児童支援課 内就園前のお子さんの発達や、育児全般、児童虐待※電話相談可 問家庭児童支援課要保護児童担当 (☎56・3113)

育児相談 時毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時 場子育て支援センターやつおもて(ハツ面保育園内) 内就学前のお子さんの育児、生活習慣、心配ごとなど 問子育て支援センターやつおもて (☎57・2602)

DV相談 時毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時 場市役所家庭児童支援課 内配偶者などからの暴力に関する相談※電話相談可 問家庭児童支援課DV相談担当 (☎56・3113)

児童相談 時毎週月～土曜日午前9時～午後4時※土曜日は正午まで 場市役所家庭児童支援課※土曜日は総合福祉センター相談室 内児童の性格や家族関係、学校生活などの相談※電話相談可 問家庭児童支援課児童相談担当 (☎56・0324)※土曜日は総合福祉センター (☎56・5900)

母子・父子家庭相談 時毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時 場市役所家庭児童支援課 内母子・父子家庭の困りごとや自立生活に関する相談 問家庭児童支援課母子・父子担当 (☎65・2179)

児童巡回相談 時12日(休)午前10時～午後3時 場総合福祉センター 内療育手帳に関する相談※予約制 予問西三河福祉相談センター (☎0564・27・2779)

内職相談 時毎週金曜日午前10時～午後3時 場総合福祉センター相談室 内内職の紹介と事業所の登録 問福祉課社会福祉担当 (☎65・2114)

障害者虐待相談 時毎週月～金曜日午前8時30分～午後5時 場障害者虐待防止センター(市役所福祉課内) 内障害者に対する虐待などの相談※電話相談可 問障害者虐待防止センター (☎65・2117/福祉課内)

こころの相談 時毎週月～土曜日午前9時～午後5時※水曜日は正午まで 場地域活動支援センターめだか工房 内精神障害者と家族の困りごと 問地域活動支援センターめだか工房 (☎54・6775)

知的障害者相談 時毎月第2水曜日午前9時～正午 場総合福祉センター相談室 内知的障害者と家族の困りごと 問福祉課障害者福祉担当 (☎65・2113)

身体障害者相談 時毎月第1・第4月曜日午前9時～正午 場総合福祉センター相談室 内身体障害者と家族の困りごと 問福祉課障害者福祉担当 (☎65・2113)

結婚相談 時毎週火曜日と毎月第1・第3日曜日午後1時～3時 場総合福祉センター相談室 内結婚相手の紹介※申込金500円と写真2枚が必要 問市社会福祉協議会総務課 (☎56・5900/総合福祉センター内)

外国人相談 時6日(金)・20日(金)午後1時～4時 場市役所11相談室 内スペイン語、ポルトガル語、英語での生活上、行政上の相談 問地域支援協働課市民協働担当 (☎65・2178) ▶Dias 6 e 20 maio…11Soudan-shitsu/13h às 16h/ Consultas gratuitas para estrangeiros com problema na vida diária em espanhol, português e inglês/Seção de Trabalhos Comunitário

※西尾警察署「困りごと相談☎57・0110」や名古屋法務局西尾支局「人権相談☎57・2622(毎週水・木曜日午前10時～午後4時)」、西三河県民生活プラザ「法律相談☎0564・27・0800(第2水曜日午後1時30分～3時/要予約)」もご利用ください。